

「富士市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（案）」のパブリックコメントに対する意見及び回答

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	<p>第9条の返還要件に「一方が死亡した時」とある。やむを得ない理由がある時には返還届出書を出せば宣誓証明証を返還しなくてもよい、とある。しかし第6様式で「返還理由」に「一方が死亡した」とあり、その下に2人が解消に合意したと2人の署名が求められている。もしパートナーが亡くなった時に本当に返還届出書が必要であろうか、どのような理由か。もし自分がパートナーを亡くしたら返還届出書を記入することだけでも辛くてしたくないと思う。ましてや下に「死亡した時のためではない」とわかっているにもかかわらず、2人の署名欄が書かれていたらそれだけでも心が壊れてしまうくらい辛いのではないだろうか。この書式を見ただけで私はとても深く傷つき悲しい思いをした。ぜひより当事者に配慮した当事者に寄り添った様式にしてもらいたい。又、パートナーが亡くなって、時間が経って又パートナーができてその人と宣誓をしたい時に届出をすればそれで十分なのではないか。申し訳ありませんがこの宣誓制度は法的拘束力などが発生するような制度では無いと思っている。あくまで2人の関係を市が証明をする。お祝いをする。祝福をする。そのような制度のほず。もう一度考えてほしいと思う。</p>	<p>いただきましたご意見を反映し、第9条の返還規定の中から、(4)の「一方が死亡したとき。」を削除します。</p> <p>パートナーの一方が亡くなった後で、市営住宅の入居申込、携帯電話や生命保険の契約などで、当該証明書の使用はないものと考えられます。そのため、死亡による宣誓書受領証等の返還は必要ないと判断しました。</p> <p>時間が経って別のパートナーと宣誓する場合には、その時点で第9条(3)の規定により返還を行っていただきます。</p>	反映する
2	<p>私は県内在住の男性同性愛者。</p> <p>この度はパートナーシップ宣誓の導入検討、ありがとうございます。私は直接的には関係しないが、このような事例が一つでも増えることで全国的に導入されるきっかけにもなると信じているし、その意味でも是非引き続き前向きに検討を続けていただきたい。</p> <p>ただ一点、第9条の返還要件について意見したい。</p> <p>関連する第6号様式に、一方が死亡した時とある。恐らく再婚的に他のパートナーシップを結ぶ際に重複を避けるためとは察するが、2名の署名欄がある書式で、単なるパートナーシップ解消と同列に扱うことは酷だと感じた。</p> <p>ストレートの未亡人が再婚する場合を少し調べてみたが、1.そのまま婚姻することもできるし、2.姻族関係終了届を提出して関係をクリアにすることも可能と理解している。</p> <p>これを参考に、本パートナーシップについても、死別に関しては別途専用の書式を用意することが必要ではないかと感じた。</p>	<p>いただきましたご意見を検討し、第9条の返還規定の中から、(4)の「一方が死亡したとき。」を削除します。</p> <p>パートナーの一方が亡くなった後で、市営住宅の入居申込、携帯電話や生命保険の契約などで、当該証明書の使用はないものと考えられます。そのため、死亡による宣誓書受領証等の返還は必要ないと判断しました。</p> <p>時間が経って別のパートナーと宣誓する場合には、その時点で第9条(3)の規定により返還を行っていただきます。</p>	反映する

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
3	<p>第1号様式裏面</p> <p>「戸籍上の氏名」欄：外国籍の場合、「準ずるもの」というあいまいな表記ではなく、中長期在留者→「在留カード記載の氏名」、その他「旅券に記載の氏名」等にすべきではないか。（本国文字で書かれても読めないため）</p> <p>「確認事項」欄：住民基本台帳の調査のみではなく戸籍台帳の調査についても同意をもらえばよいのではないか。</p>	<p>「準ずるもの」はご指摘のとおり複数あり、様式中に全てを記載することは困難であるため、別途発行するガイドブックにより持ち物の詳細を記載します。また、事前予約の際に、宣誓者に対し当日の持ち物を伝えます。</p> <p>また、戸籍台帳の調査については、当該要綱に基づく制度では、調査権限がないため、追記することはできません。</p>	反映できないもの
4	<p>「富士市パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱(案)」の意見募集と同時期に、「富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例(案)」の意見募集が行われているが、パートナーシップ宣誓制度を「富士市男女共同参画条例(案)」に盛り込み、要綱ではなく条例で制度を導入することはできないのか？</p> <p>条例でパートナーシップ制度を導入することで、強制力が生じるだけでなく、安定感のある制度となるため、市民の皆様にとっては、安心して宣誓できるのではないかと？</p> <p>また、要綱で宣誓制度を導入することになった場合でも、条例化の議論は必須だと思う。</p>	<p>富士市男女共同参画条例は、市民発議により20回を超える会議を経て制定された、当市の男女共同参画行政の根幹を成すものです。施行後、改正されていなかったことから、社会情勢の変化に合わせ、性別に関わる基本的な条例として、今回改正するものです。</p> <p>このパートナーシップ宣誓制度の創設に関し条例か要綱か議論をいたしました。</p> <p>要綱の方が条例よりも比較的容易に制定・変更できること、法律ではないので、法的効力に差がないことから、男女共同参画条例では基本的な理念を掲げ、要綱でパートナーシップ宣誓制度の運用について制定いたしました。</p> <p>今後、多くの自治体で同制度が制定されることで、国の制度にも影響を与えることを期待しております。</p>	反映できないもの
5	<p>両当事者が成人している事を条件としているが、男女の婚姻では18歳以上なら婚姻できるのに対し、何故パートナーシップ条例では成人の資格が必要なのか理解できない。</p>	<p>自分一人の意思で法律行為ができるという理由で、成年に達した方を対象としております。</p> <p>民法上成年と認められる満20歳以上の方を対象としますが、民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。</p>	反映できないもの
6	<p>第3条(3)他の者とのパートナーシップ有無の確認方法は検討しているのか。第1号様式裏面の自己申告のみか。</p>	<p>市内在住の宣誓者については確認できますが、法律による制度ではなく、アウトテイングにもつながることから、市外でのパートナーシップ宣誓の有無について、市が他市区町村に問い合わせるといった確認はできません。</p> <p>宣誓に当たっては、本人確認をした当事者2人が、職員の面前で、他にパートナーシップに該当する相手がないことを書面に書き申告して行うため、不正を行い難い状況にしています。また、不正のメリットが希薄であり、制度導入から5年が経過していますが、先行自治体では他市区町での不正宣誓による何らかの被害の報告はないと伺っております。</p>	その他(質問)

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
7	<p>パートナーとの関係を証明するものとのことだが、パートナーが親権をもつ子との関係性を証明できるものにはなり得ないのか？</p>	<p>同制度は、市の制度であり、法律上の効力はないため、戸籍や住民票上の続柄が変わることはありません。</p> <p>ただ、今後、こういった制度が全国の自治体に広がることで、国の制度にも影響を与えることを期待しております。</p>	<p>その他 (質問)</p>
8	<p>全体 ○同一パートナーとの複数市区町村での宣誓についても規定すべきではないか。 ○現行の法制度において、外国籍の者は一定の条件を満たす場合、住民票に通称名を記載することができる。本宣誓制度を利用した者はその対象にならないと認識しているが、日本国籍外国籍を問わず、住民票へ通称名の記載を求めるなどの混乱の発生が予想される。担当課におかれては、住民基本台帳における通称制度をよく確認し、誤解や混乱が起きないように要綱への明記や窓口での説明等十分に配慮してもらいたい。</p>	<p>当該制度では、宣誓者の内、どちらか一方が市内に住所を有していれば宣誓できるため、どちらか一方が市外に住所を有し、その自治体で同制度がある場合には、その自治体においても宣誓することが可能です。仮に2つの自治体の宣誓書受領証明書を持っていた場合でも、悪用などの問題はないものと考えております。</p> <p>また、外国籍の方の通称名に係るご意見については、ご提言いただいた内容を参考にさせていただきます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
9	<p>富士市が出身。 本当に本当に嬉しい。 この条例を元に理解が深まる市になったら、地元に戻っても生きやすいと思った。</p> <p>パートナーシップ条例がある所に住んでいる友人カップルから聞いた話では、市役所等の公的機関では話は通るものの、警察や救急で理解が進んでおらず辛い思いをした経験を聞いた。警察や救急などとも連携していただきたい。</p>	<p>この制度を導入するだけでなく、医療関係、民間事業者等に対し、制度の周知・啓発することを考えておりますので、ご意見を参考に、幅広く連携できるよう取り組んでまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
10	<p>第4条2(1)富士市に住所があれば不要ではないか。 第4条2(2)富士市に本籍があれば不要ではないか。また謄本でもよいのではないか。外国籍の場合、訳文についても提出を求めるべきではないか。</p>	<p>同制度は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことを約した関係であることを、宣誓者が市長に対し宣誓する制度でありますので、どちらに住んでいるのか、また現に婚姻をしていないことの証明は宣誓者が必要な書類を用意することになります。</p> <p>また、パートナーシップ宣誓制度は法律ではないこと、本人が予期しないアウトプットに繋がることから、富士市の住民情報に関するシステム等に反映させることはありません。</p> <p>したがって、富士市に本籍、住民票があっても、提出された書類により確認することになります。</p> <p>また、謄本では本人以外の情報があり、</p>	<p>今後の参考とするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
		<p>本人が謄本と抄本の違いを明確に理解している人ばかりではなく、宣誓制度の要件では抄本で十分であることから、混乱を避けるため、抄本としております。ただし、本人が謄本でも差し支えなく、既に謄本が手元にある場合などに、必要書類として使用できます。その旨は第4条（3）に含まれます。</p> <p>日本国籍を有していない方につきましては、婚姻していないことを証する書類を添付していただきますが、訳文については、職員で分かるケースもあるため、絶対に必要な書類とせず、第4条（3）の中で必要とする場合に提出を求めます。</p> <p>また、別途発行するガイドブックには、外国人の場合の提出物について紹介するとともに、事前予約の際に、当日の持ち物について御確認いたします。</p>	
11	<p>先ず、富士市行政の性的少数者への配慮、人権に対するこれまでの関りと努力に対し、敬意を表す。今回の条例案について、以下の意見を提出する。</p> <p>この条例を性的少数者である市民の人権に対して、ゴールではなく、やっとスタート地点に立ったものと捉えて欲しい。</p>	<p>この制度を導入するだけでなく、医療関係、民間事業者、市民に対しても周知・啓発することで、対象になるサービスを増やすだけでなく、マイノリティの方々への理解促進に繋がるよう取り組んでまいります。</p>	今後の参考にするもの
12	<p>パートナーシップ宣誓制度の運用にあたって、制度の意義を利用者の多寡で判断するのではなく市民の権利に準ずるものとして保証し、今後においても周知徹底を推進してほしい。</p>	<p>医療関係、民間事業者、市民に対して、同制度の周知を啓発と併せて行ってまいります。</p>	今後の参考にするもの
13	<p>以前、性自認を理由に名前の変更を家庭裁判所に申し立てをした際に身体的特徴の変更がないことを理由に棄却された経験がある。最近はこの条例が各地で制定されてきたことによって、名前の変更など条件が緩和され裁定が速やかに行われることも増えてきた。心理的、経済的にも喜ばしい状況になってきていることを実感する。今回の条例案がこれらの諸課題についても認識の変化や対応の改善に良い影響を与えてくれることを期待している。</p>	<p>当該制度の導入が、マイノリティの方々に対する理解促進に繋がり、様々な対応の改善に繋がることを期待しております。</p>	今後の参考にするもの

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
14	<p>パートナーシップ宣誓制度を利用する条件として、「どちらかが富士市民であること」が必要とされている。仕事や生活の状況によって、兩人ともに富士市を離れざるを得なくなった場合、制度の利益を受けられなくなることは当人にとって大きな損失となる。制度の利益を求めて生活の場が限定されることもまた損失となることが考えられる。近隣の市町や既に同様のパートナーシップ制度を設けている県・市・区行政と連携して証明を得られたことによる権利の継続についても協議を検討していただきたい。</p>	<p>法律上の婚姻においても、仕事、学校、介護、育児などの理由で離れて暮らしている夫婦がいるため、当該制度においても、パートナーシップの関係にある二人が離れて暮らしていても当該制度を利用できるようにしました。</p> <p>また、今後交流の多い近隣の市町で同制度が導入された場合には、宣誓の要件が同じであるという条件がありますが、転出しても証明書が使用できるよう相互協定について検討していきたいと考えております。</p>	今後の参考にするもの
15	<p>富士市内の小学校・中学校・高等学校においてもセクシャルマイノリティに関する教育を取り入れてほしい。新聞等で、他の行政議会において「性的少数者の当事者に会ったことがない」等の発言があり、当事者の存在の軽視または蔑視するような議員の発言が報道された。これに対してはほとんどの人々が経験する教育の場のしかるべき時期において性的少数者との接点をもち、様々な社会問題について一緒に取り組める環境をつくり、「セクシャルに関する問題は忌避される課題」との認識を払拭していけるように努めていただきたい。</p>	<p>当該制度の導入に伴い、セクシュアル・マイノリティへの理解が深まるよう啓発活動に、なお一層取り組んでまいります。</p> <p>今年度、「男女共同参画の視点からのキャリア教育授業」の中で、市内中学校において、セクシュアル・マイノリティの講師による職業講話を行い、セクシュアル・マイノリティへの理解促進の点からも効果があつたものと実感しております。</p> <p>今後も、教育委員会とも連携して啓発を行ってまいります。</p>	今後の参考にするもの
16	<p>パートナーと一緒にになって10年以上経ちます。富士市もやっとパートナーシップ宣誓制度が来るのかと思うと凄く嬉しい。</p> <p>男女の結婚のように保険も適応できると有難い。死亡した際の受取人。これからもパートナーと一緒にいるうえで一番心配な部分。</p> <p>保険も適応できるよう、検討よろしく願います。</p> <p>苗字も一緒になりたいと思っている。</p>	<p>既に、同性パートナーや事実婚の場合でも生命保険の受取人として認めている保険会社がありますが、保険会社によって対応が異なります。</p> <p>この制度の導入により、広くマイノリティの方々への理解が深まることを期待し、今後一層の啓発に努めます。</p> <p>また、同制度は、市の制度であり法律上の効果が得られないため、宣誓することで苗字が変わるということはありませんが、こういった制度が全国に広がることで、国の制度にも影響を与えるのではないかと期待しております。</p>	今後の参考にするもの
17	<p>パートナーシップ宣誓に賛成する。</p> <p>富士市で出来るようになれば、私自身も当事者なので、必ず利用する。</p> <p>現在、同性の方と同棲している。2人で新築一軒家も購入しましたが、その際に男女の夫婦であれば利用できる補助制度が利用できなかった。太陽光の補助制度も同様で、ダメ元で市役所に問合せの電話をしたが、やはり駄目で、悔しくて2人で泣いた。</p> <p>補助制度を利用できなかったことが悔し</p>	<p>辛い思いをされた経験を教えていただき、そういった思いを減らしていけるように参考にさせていただきます。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、婚姻関係を条件としている市のサービスについて、同制度でも対象になるよう関係各課に対し働き掛けをしていきます。</p> <p>また、パートナーシップ宣誓書受領カードの裏面には、【特記事項】の項目があ</p>	今後の参考にするもの

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>かったのではなく、2人の関係を否定された気持ちになってしまったことが悔しかった。</p> <p>私たちは男女の夫婦と何ら変わりのないカップル。結婚したくてもできないだけ。</p> <p>先進国はどんどん同性婚を認める中、日本は本当に遅れているなど感じている(同性婚に限らず、様々なことも)</p> <p>パートナーシップ宣誓は結婚ではないので、家族にはなれない。男女だったら、様々なことがスムーズに進み、家族になり、苗字も同じにできる。とても羨ましい。私たちは、国や市に家族と認めてもらいたいだけ。</p> <p>養子縁組も考えたが、親と子という関係はやはり自分たちで納得できず、気が進まない。</p> <p>パートナーシップ宣誓を組めば緊急連絡先を恋人の連絡先にできるのが嬉しい。</p> <p>来年は結婚式を挙げる。せめて形だけでも。それに向けて、来年度には富士市でパートナーシップ宣誓ができるよう、切に願っている。</p> <p>どうか、どうかこの声が届きますように。</p> <p>富士市にお住まいの私たちのようなマイノリティも胸を張って生きられるように。生きているうちに今の恋人と「家族」と誰からも認められるように。</p>	<p>りますので、ご本人様の希望により、緊急連絡先を記入することもできます。</p>	
18	<p>富士市パートナーシップの宣言について、とても良いことだと思う。LGBTQや障害者、多国籍の方々など差別や偏見が少しでもなくなることが望ましく、未だ日本においては差別や偏見に対する意識がとても低いため黒人のことを、くろんぼと言ったり、台風が中国や朝鮮半島に行けばいいなどといった無責任極まりない発言を耳にするたびに心が痛む。</p> <p>またダブル(ハーフと言っている)に対しても認識の低さが目立ち、自分とは考えの違う人々の意見には耳をかさず多文化社会に対しての寛容度に低さ、態度を見直すべき。折しもBTSが注目されているように、今はコロナウイルスの対策を急務にすべきであり、選挙運動に夢中になっている国にこびへつらっている場合ではないと思う。この運動が全国、全世界に浸透することを心から願う。</p>	<p>この制度の導入により、広くマイノリティの方々への理解が深まることを期待し、今後一層の啓発に努めます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
19	<p>パートナーシップ制度は法律的に結婚と認められるわけではないので、何もないよりはましな程度。</p> <p>それだけではふたりで生きていく上で不便が多い。(家がない、子供を育てない、財産問題など)</p> <p>そのため、同性婚の合法化にも積極的に取り組んでいただけたら本当に嬉しい。それが当事者の本当の願いだから。</p> <p>同性婚は生産性がないという考えは間違いで、全く逆だと思う。生産性をあげるためにも同性婚の合法化は必要。</p> <p>なぜなら、同性愛者も結婚ができるなら子供が欲しいという人が本当にたくさんいるから。精子提供などの手段をつかってしっかり出生率にも貢献するはず。</p> <p>どうか偏見をもたずに日本がより輝くほうに考えていただきたい。よろしくお願いします。</p>	<p>パートナーシップ宣誓制度は、法律に對抗できるものではありませんので、今後、こういった制度が全国の自治体に広がることで、国の制度にも影響を与えることを期待するとともに、機会を捉えより広域的に意見を伝えていけるよう心掛けてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
20	<p>同性愛をもっと身近に感じて欲しい</p>	<p>セクシュアル・マイノリティの理解促進に努めてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
21	<p>早く富士市にもパートナーシップ制度ができて好きな人と一緒に過ごしたい。</p> <p>自分が好きになった人と一緒に居させて欲しい。</p> <p>親からの反対、差別的な言葉が1番辛い。</p> <p>世間にもっとLGBTが広まって理解して欲しい。</p>	<p>この制度がスタートすることにより、少しでも多くの人に、セクシュアル・マイノリティへの理解が広がるよう努めてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
22	<p>パートナーシップの宣誓について賛成。</p> <p>私たちは、富士市内に新築住居を購入し、2人で生活をしている。その際、富士市で30歳未満で新築物件を購入する際に補助金が出ることを調べて知った。ただ、私たちは同性同士で婚姻の関係を結べないため、その旨を相談したところ、やはり婚姻関係ではないために補助金を受けることは出来ないとの回答を頂き、大変悔しかったことを覚えている。通常の夫婦と同様に物件購入費用を支払い、2人とも市民税も滞りなく支払っている。違うのは、法律の縛りで婚姻の関係を結べないことだけ。同性だから一緒に過ごしたいわけではなく、ただ一緒に生きたいと思った人が同性ただけで他は何ら違いはない。なにか優遇をして欲しいわけではなく、婚姻から性別という括りを取り払ってほしい、それだけがただの望み。</p>	<p>辛い思いをされた経験を教えていただき、そういった思いを減らしていけるように参考にさせていただきます。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、婚姻関係を条件としている市のサービスについて、同制度でも対象になるよう関係各課に対し働き掛けをしていきます。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
23	<p>【男女共同参画課の職員は生きづらさを抱えている人を支援するための制度で、差別や偏見が解消され、多様性が認められる市にしていきたい】とコメントされたと報道にあった。</p> <p>その立場にならないとご本人たちの困り事や悩みは分からないが、現在の社会でそれぞれなりに生きていると思う。</p> <p>もちろん、関係性を証明できる制度があることは、とても素敵だと思う。</p> <p>どのような方を指して発言されたか分からないが、パートナーシップ宣誓制度があるから『生きづらい』がなくなるわけではないと思う。</p> <p>“『生きづらい』グループ”を作り出してしまう考え方が、偏見に繋がっていると思う。</p> <p>制度をつくる方々を含め、様々な方の理解がないと、ただ制度に縛られるだけだと思う。</p> <p>生きる人たちそれぞれが、その人らしく生きられる富士市になりますように。</p>	<p>御指摘の通り、この制度ができたから、直ちに差別や偏見が無くなるわけではありません。同制度の導入だけでなく、今後セクシュアル・マイノリティの方々への理解を深める啓発活動を広く行っていくことが大事であると考えております。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
24	<p>パートナーシップ宣誓後、警察、病院、等の公的機関に対し徹底した周知をお願いする。「そういう世界もあるんだね」と過去に言われた事がある。</p>	<p>この制度を導入するだけでなく、医療関係、民間事業者、市民に対しても周知・啓発することで、対象になるサービスを増やすだけでなく、マイノリティの方々への理解促進に繋がるよう取り組んでまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
25	<p>先進的でとても素敵だと思う。</p> <p>すべての富士市民が、この人と心に決めた一生を共にしたい人と共に生きていける権利を有することを定めたこの条例は、子どもの権利条例と同様、富士市民の誇りとなると思う。</p> <p>強いて言うならば、申請用紙をもう少し重厚な感じの例えば婚姻届に近いデザインにして、「これから二人で生きていこう」という決意を表明できる様式になっていくといいなと思う。</p> <p>全ての人生きやすい世の中になるように、という取り組みはどんどん頑張ってくださいと思う。</p>	<p>要綱上の様式は、制度上シンプルなものですが、実際に宣誓者にお渡しする証明書につきましては、デザインを考えてお渡しする予定です。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
26	<p>パートナーシップ制定に向けての働きかけをお願いします。</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
27	<p>病院での家族としての取扱い、生命保険の受取りなどはとても大事なので、今後多くの市町で制度化出来れば民間病院でも生命保険の受取も保険会社で約款を変えることになり当事者が安心出来ると思う。</p>	<p>この制度を導入するだけでなく、医療関係、民間事業者、市民に対しても周知・啓発することで、対象になるサービスを増やすだけでなく、マイノリティの方々への理解促進に繋がるよう取り組んでまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
28	<p>事実婚についての記載がもう少しあったらと思う。 古くからの家制度は女性に不利な事が多く、女性が社会で活躍することで時代背景は変わっているので拘って事実婚をとっている場合も少数でも存在している。 夫婦別姓も現在は認められていないが社会で活躍している女性は旧姓を使用している方がとても多い。 今後は事実婚も法律的に守られたらと願っている。 拘った女性にとっては大きな問題だと思う。</p>	<p>当該制度は、事実婚の方も対象としております。それは、様々な理由により、事実婚を選ぶ、または選ばざるを得ない人達がいるからです。今後、当該制度が事実婚の方も対象にしていることを、別途発行する制度のガイドブックの中や市ウェブサイトで周知してまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>
29	<p>富士市出身、現在県外在住のセクシュアルマイノリティ当事者。 地元にいる時は、同性パートナーと地方にも当事者はいるんだよ、こういうものだよ、という発信をしていた。 小さなことの積み重ねと、みんなの思いがあがったんだって今回の制度に繋がったと思う。たとえ否決になったとしても、私はとても嬉しい。 大好きな地元を離れた理由は、当事者だったから、ということが一番強い。 地元にいる時に何度か同性同士の恋愛に関して中傷を受け、パートナーシップがある都会に行きたい、と。 関東に来て、本当に居心地がいい。色々な価値観があり、人それぞれの価値観を否定はしない。色々な人がいて当然よね？という環境下で、私が私で居られる。 現在在住の自治体にもパートナーシップ制度があり、現在のパートナーと同棲した際には申請をしようと思っている。 役所で認められている。 これだけでもとんでもないパワー。 地域住民の周知になるし、当事者も伝えや</p>	<p>今後、富士市においても多様性を認め合う価値観が広がり、生き難さを感じないような、セクシュアル・マイノリティの方々の方が帰ってきたいと思ってもらえるまちを目指して、より一層啓発活動に取り組んでまいります。</p>	<p>今後の参考にするもの</p>

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
	<p>すい。悪いことは無いと思う。</p> <p>地元に対して否定的な言い方になりましたが、今でも富士市は大好き。 コロナになる前は月に1回は必ず帰ってました！ もし、自分が地元にいる時にパートナーシップ制度があったらどうだったんだろうな、とも考えている。</p> <p>いまま、富士市や富士宮など、セクシュアルマイノリティ当事者の友人はいる。きっと心待ちにしていると思う。</p> <p>今回の制度が可決されれば、地元の魅力もアップし、さらに人口増にも繋がると考える。 そうやって、富士市を好きになってくれる人が増えたらとても嬉しい。</p> <p>今は時期が時期なので活動制限もありますが、何か富士市の力になれることはお手伝いさせていただきます！</p> <p>これからもよろしくお願いします。</p>		
30	<p>第8条（1）謄本でもよいのではないか。</p>	<p>氏名の変更がわかれば、抄本、謄本、どちらでもよいですが、本人が謄本と抄本の違いを明確に理解している人ばかりではなく、混乱を避けるため、抄本としております。ただし、本人が謄本でも差し支えなく、既に謄本が手元にある場合などに、必要書類として使用できます。その旨は第8条（2）に含まれます。</p>	盛り込み済み
31	<p>富士市のパートナーシップ制度に賛成する。 当事者にとっては、パートナーシップが認められるだけで嬉しいことである。ぜひ制度を導入してください。</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
32	<p>私は県内在住の男性同性愛者です。17年間人生を共にする同性のパートナーがいる。2人はどれだけ人生を共にしても、どれだけ時間を共にしても、どれだけ一緒に笑って、一緒に泣いて、一緒に歯を磨いても、時々は喧嘩をしても戸籍上はただの「他人」であり、法律上の「夫夫」ではない。多くの人を持つ当たり前に「結婚する」権利がない。その事で自分達が家族、友人、職場間、様々な場面で「2級市民」だと感じる事が少なくない。だからこそ、今回、富士市にパートナーシップの宣誓を制定して欲しい。この宣誓制度が実現すれば浜松市だけでなく、富士市に住む性的マイノリティが「自分達もこの街に住み続けてもいいんだ」「私たちの居場所がここにあるんだ」と思える一つのきっかけになる。ぜひ富士市でも実現させてください。特にこれからの世代を担う性的マイノリティの光になって欲しい。</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	盛り込み済み
33	<p>パートナーシップ宣誓制度として公的機関が当事者同士の続柄を認めてくれることの意義は大きい。また、証明証を免許証等と同様のカードとして発行してくれることも嬉しい。携帯しやすい形であると提示を求められた際に応じやすくなる。</p>	<p>市が認めることで、少しでも当事者の方々の安心に繋がればと考えております。</p> <p>また、ご指摘のとおり、日常的に持ち運ぶことを考え、「パートナーシップ宣誓書受領証」の他、携帯用の「パートナーシップ宣誓書受領カード」をお二人にそれぞれ発行いたします。</p>	盛り込み済み
34	<p>両人の意志によるパートナー解消に関しても記述があることは評価できる。</p>	<p>法律上の婚姻制度において、両当事者の意思により離婚できるため、同制度でも婚姻制度に準じて両人の意思によるパートナー解消について規定しました。</p>	盛り込み済み
35	<p>条例案の文中に、法的な相続を考慮して養子縁組しているカップルにおいてもパートナーシップ制度を利用できる、と明記されていて率直に嬉しい。</p>	<p>養子縁組をしているということは法律上親子関係となりますが、同性婚の方など、本来はパートナー関係にある方々が、法的な相続を考慮して養子縁組を結んでいる方々がいらっしゃいます。</p> <p>また、当該制度は、法律上の制度ではないため、相続権は発生しません。</p> <p>現に、法的な相続を考慮して養子縁組をしているカップルがいらっしゃることを考慮し、当該制度では養子縁組をしても制度を利用できるようにしました。</p>	盛り込み済み
36	<p>テレビニュースで見た。 こういう制度待っていた人達 沢山いると思う、大賛成！！</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
37	多様性を認めあいどこよりも住みやすく心が健康で幸せに生きられる富士市を目指すために賛成する。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み
38	人は何人も自由で幸せを持つ権利を有する。 男とか女とか LGBTQ などでは区別や差別されるべきではない。 パートナーシップの実現を望む。さらに同性結婚も認める社会となるよう。世界の標準基準になることを願う！	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み
39	賛同する。私たちマジョリティが当たり前と思っている権利を性的マイノリティの方々は持っていない事が多いと知った。ぜひ実現して下さい。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み
40	パートナーシップ制度は、特にセクシャルマイノリティの人達にとっては前向きに考えられる第一歩になると思う。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み
41	某議員が言うように、このパートナーシップ宣誓をする人が増えたからといって、その自治体がなくなることはないので、安心して制定してください。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み
42	パートナーシップが全国的に受け入れられている中、県内は浜松しかなく、富士市でも行って欲しかったら、と待ち望んでいた。 ただ私たちは普通に生活しているだけであって、法的には日本ではまだ認められていない。 一般の男女の結婚よりは認可が甘いことはわかっている。 パートナーが亡くなったら？病院に運ばれたら？？家族でないと入れない。のが現状。 しかし、やはりパートナーと家族になりたい、一緒に生きていきたい。と思っている方はたくさんいる。 私たちももっともっとオープンに生きていきたい。 何も恥ずかしいことはしていない。 ただ、好きな人と家族になりたいだけ。よろしく願います。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
43	<p>私は生まれは富士市ですが、地元でパートナーシップ宣言されるとなると当事者である立場としてとても嬉しい話であり、また富士市にぜひ同性パートナーの方と住みたいと思った！</p> <p>本当に待ちに待っていた嬉しい提案。ぜひこれが本格化されたらどんなに幸せだろうか、地元の富士市は大好き。実際転職して戻りたいくらい大好き。</p> <p>大好きな地元を、もっと嬉しい宣言され、本当に今嬉しい気持ち！！ぜひお願いします！</p> <p>恋愛に、ルールはないと思う！どうかパートナーシップが認められた街になることにより今以上に生きやすい街になって欲しいと当事者である立場としては強く願う気持ちで溢れている！！</p>	<p>今回、富士市に戻って住みたい気持ちを持っていただき大変有難く思っております。当市が誰にとっても住みやすいまちになり、多くの方が住んでみたいと思っただけのまちになるように、これからも取り組んでまいります。</p>	盛り込み済み
44	<p>制度の制定及び内容に賛同する。法的な効力はなくても、公的機関が承認する社会的影響力はとて大きいと思う。誰かを好きになって共に人生を歩む時に、差別があってはいけないと心から思う。同性婚への追い風になる決意を見せた市の関係者の方の判断に敬意を表す。</p>	<p>この制度がスタートすることにより、少しでも多くの人に、セクシュアル・マイノリティへの理解が広がるよう努めてまいります。</p>	盛り込み済み
45	<p>パートナーシップ制度を開始することに賛成する。</p> <p>こちらが理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法律婚ができないカップルがいることを想定した上で、人権を尊重し、認め合う取り組みを進めるのであれば、法律婚ができないカップル向けの取り組みである、パートナーシップ制度の開始が大事だと考えているから。 2. 法律上での権利を保障するものでなくても、先行導入自治体と同様の取り組みを実施したり、一部企業での制度利用者向けのサービスを利用できるようになれば、生きづらさが少し軽減されると思うから。 3. パートナーシップ制度は、希望者のみが利用する制度である。制度を利用しない人は制度を利用せずに生活ができ、制度を利用したい人は制度を利用して生活できる。利用しない人に利用を強制しない制度で、利用する人には生きづらさの軽減が期待できるので、開始してほしいから。 	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
46	1日でも早く実施して欲しい。 皆同じように人生を歩めるように1日でも早くパートナーシップ制度を確立させて欲しい。	この制度がスタートすることにより、少しでも多くの人に、マイノリティへの理解が広がるよう努めてまいります。	盛り込み済み
47	●意見の対象 要綱の案2ページ 第5条通称名の記載 ●意見の内容 通称名の使用に賛成。 すでにパートナーシップ制度を開始している地域では、戸籍上の性別とは違う性別で暮らしている方が制度を利用している。富士市で同様の方がいた時に、日常生活で使用している名前をパートナーシップ制度でも使用したいと考えるかもしれないから。 戸籍上の性別変更は、手術の費用が必要なだけでなく、条件が複数あるので、戸籍上の性別変更していない方のことを考えた対応が必要。	戸籍上の名前とは違う名前で日常生活を送っている方がいらっしゃいますので、通称名の使用も可とさせていただきました。	盛り込み済み
48	●意見の対象 要綱の案3ページ 第12条 周知及び啓発 ●意見の内容 周知及び啓発に賛成。 パートナーシップ宣誓制度を利用していることを伝える場所として、医療機関、不動産屋、保険会社、携帯電話の会社、役所の窓口が考えられる。まずは、周知や啓発を医療機関等にすることをご検討ください。	この制度を導入するだけでなく、医療関係、民間事業者、市民に対しても周知・啓発することで、対象になるサービスを増やすだけでなく、マイノリティの方々への理解促進に繋がるよう取り組んでまいります。	盛り込み済み
49	●意見の対象 要綱の案2ページ 第6条 パートナーシップ宣誓書受領カード ●意見の内容 パートナーシップ宣誓書受領カードの裏面に、緊急連絡先を書けるようにすることを検討ください。 持ち歩きやすいカードに緊急連絡先を書くことができれば、救急車で運ばれた時等に、パートナーに連絡がいくと思う。	パートナーシップ宣誓書受領カードの裏面には、【特記事項】の項目がありますので、ご本人様の希望により、緊急連絡先を記入することも可能です。	盛り込み済み
50	同性カップル、事実婚カップルも生活を共にするという点で社会保障が受けられないのは差別だと思うため強く賛成する。	これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。	盛り込み済み

番号	意見の内容	市の考え方	反映結果
51	<p>多様な生き方があたり前になっている昨今で富士市がパートナーシップ宣誓制度に取り組み、制度化出来る事はとても良い事だと思う。</p> <p>当事者があたりまえのように宣誓出来るように願っている。</p>	<p>これまで生き難さを抱えてきた方々が少しでも暮らしやすくなるよう、努めてまいります。</p>	<p>盛り込み済み</p>